

平成 27 年 6 月 26 日

各位

株式会社 いい生活 代表取締役社長 CEO 中村 清高 (コード番号:3796 東証マザーズ)

代表取締役副社長 CFO 塩川 拓行電話番号:03(5423)7820

問合わせ先:

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関する決議のお知らせ

当社は、平成27年5月21日付け「定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本日平成27年6月26日開催の第16期定時株主総会にて「監査等委員会設置会社」への移行を決定いたしました。これに伴い、平成18年5月11日開催の取締役会において決定した「内部統制システム構築の基本方針」につきまして、本日開催の取締役会において、下記のとおり一部改定を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。(訂正箇所は、下線で示しており、その他の部分につきまして変更はございません。)

記

1. 業務執行の基本方針「いい生活の5つの理念」

当社では、企業理念として「いい生活の5つの理念」を定め、経営の拠り所として、また全ての役員及び従業員の行動規範並びに価値基準として位置づけております。

<いい生活の5つの理念>

(1)社会的価値への貢献

顧客の声に真摯に耳を傾け、常に社会全体に新しい価値を提供できるよう、創意と工夫で前進する。

(2)技術・創造性・品質の追求

情報技術分野において顧客から必要とされるサービスを、創造性をもって探求・開発し、確かな技 術をもって提供する。

(3)社員の幸せの追求

社員が常に公平かつ公正に評価され、互いの信頼に基づき誇りをもって幸せに働くことのできる環境を作る。

(4)株主に対する責任

株主に対して常に誠実に接し、信頼に応え、透明度の高い経営と確固としたコーポレート・ガバナンスを維持して企業価値の増大に努める。

(5)一個人としての心得

株式会社いい生活で働く者は、人の尊厳を重んじ、人の気持ちと視点を尊重し、誠意と責任感をもって社会に貢献する。

当社はこの 5 つの理念の下、適正な業務執行のための体制を整備・構築し運用していくことが経営の重要な責務であることを認識し、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

今後とも、当社は企業を取り巻く環境の変化に対応して適宜この基本方針の見直しを図ることによって、 より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めてまいります。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保 するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は「監査等委員会設置会社」として、監査等委員である社外取締役による取締役会における議 決権行使を通じて、監査・監督機能の更なる強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層 充実させることで、企業価値向上を目指してまいります。

以下に定める体制を適正に構築・運用・充実させるべく、監査等委員会は少なくとも月に1回以上開催し、 情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、「監査等委員会監査基準」に基づき、各取締役の業務執行を監 督しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識しております。法令遵守はもちろんのこと、<u>当社の業務遂行上の「価値基準」でもある</u>「いい生活の 5 つの理念」の推進に努め、「コンプライアンス規程」の遵守を徹底するとともに社内研修<u>及び</u>教育活動を通じて周知徹底を図るなど、企業倫理の確立に努めております。
- ②社長直属の内部監査室が、<u>監査等委員会</u>・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施しており、 業務の適法<u>かつ</u>適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また随時、問題点や今後の課題などを 社長に報告する体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」「情報セキュリティ基本方針」等の 社内規程、方針等に従い、文書(紙または電磁的媒体)に記録して適切に保管、管理する体制をとっており ます。取締役はこれらの文書を閲覧することができます。

当該文書には、株主総会議事録、取締役会議事録、<u>監査等委員会議事録、</u>経営会議議事録、これらの議事録の添付書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書があります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①災害による損失、基幹システムの障害、役員<u>及び</u>使用人の不正等による重大な損失のリスクを認識し対応するための「リスク管理規程」を適切に運用するとともに、リスク管理体制の構築及び維持・整備に

努めております。

②セキュリティに関する責任者としてチーフセキュリティオフィサーを設置し、代表取締役社長<u>が定める</u> 情報セキュリティの基本方針およびサービスマネジメントの基本方針に従い、IT サービスマネジメント <u>委員会および</u>各部門の代表者が参加するセキュリティコミッティにおいてセキュリティに関するリスク 分析、対策の実施、情報交換等を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は創業以来、的確かつ迅速な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の充 実、素早い意思決定と効率的な経営体制の構築に努めております。
- ②取締役会は少なくとも月に 1 回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。
- ③取締役会の下に常勤取締役、執行役員及び本部長で構成される経営会議を設置し、原則として週<u>に</u>1回 開催しております。経営会議におきましては取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権 限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行っております。
- ④取締役会は、経営組織、各取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員は職務分掌に 基づき適切に業務を執行しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」 に定めており、当該規程の適切な運用によって、当社は子会社の取締役等の職務の執行に係る事項につ いて承認を行い、又は報告を受けております。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、「関係会社管理規程」により、「リスク管理規程」を含む主な方針<u>及び</u>規程を子会社にも適用する旨定めており、子会社は当社が定めるセキュリティに関する基準等及びリスク管理体制等の適用対象となっております。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は少なくとも月に 1 回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。
 - ロ. 当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理 規程」に定めており、経営会議における意思決定を通じて、子会社における効率的な経営体制の構 築に努めております。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準(「いい生活の 5 つの理念」)を共有し、 一体性を有します。当社の内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならず子 会社も監査対象として内部監査を実施しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ①1年に4回程度、監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換会を実施するほか、取締役会または経営会議といった会議体に限らず、取締役(監査等委員である取締役を除く。)より監査等委員に対して適宜情報提供を行っております。
- ②監査等委員会の下に<u>監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあたっております</u>
- (7) 前号の<u>取締役及び</u>使用人の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>からの独立性に関する事項<u>並びに</u> 前号の取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - ①<u>監査等委員会</u>事務局<u>の</u>担当者は、<u>監査等委員会</u>より指示された業務の実施に関して、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>からの指示、命令を受けないこととしております。
 - ②<u>監査等委員会</u>事務局<u>の</u>担当者の人事異動に関しては、事前に<u>監査等委員会</u>に報告し、その了承を得ることとしております。
 - ③<u>監査等委員会</u>事務局<u>の</u>担当者は、<u>監査等委員会</u>に出席し、<u>監査等委員会</u>より指示された業務の実施内容 及び結果につき報告を行うこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - イ. 常勤<u>の監査等委員</u>は経営会議にも出席し、<u>監査等委員会</u>において他の<u>監査等委員</u>に対し経営会議に おける議題<u>及び</u>審議の経過を報告することとしております。
 - ロ. 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>及び執行役員は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに<u>監査等</u>委員会に報告することとしております。
- ②子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が<u>監査等</u> 委員会に報告するための体制
 - イ.<u>監査等委員会</u>は、「<u>監査等委員会</u>監査基準」に基づき、子会社に対して事業の報告を求めることとしております。
 - ロ. 当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理 規程」に定めており、該当事項につきましては子会社より経営会議又は取締役会に対して報告され ます。この経営会議には常勤<u>の監査等委員</u>が出席することとしております。
 - ハ.「関係会社管理規程」により、当社は「コンプライアンス・ホットライン」制度を子会社においても 利用できることとしております。当該制度を利用して通報が行われた場合、当該通報内容は常勤<u>の</u> 監査等委員に通知され、常勤<u>の監査等委員</u>において調査の可否に係る検討、調査の要請<u>及び</u>結果の 受領、経営会議に対する通報内容<u>及び</u>結果概要の報告が行われる旨、「コンプライアンス・ホットラ イン運用管理規程」に定めております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための 体制

当社は「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」に基づき、前号の「コンプライアンス・ホットライン」制度を利用した通報者が不利益となる一切の行為を禁止しております。

(10)<u>監査等委員</u>の職務の執行<u>(監査等委員会の職務の執行に限る。)</u>について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

<u>監査等委員</u>は、職務の執行について生ずる費用については、「経理規程」等に基づき精算することとしています。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①常勤の監査等委員は、経営会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制をとっております。
- ②監査等委員会は、会計監査人・内部監査室と連携・協力して監査を実施しております。
- ③1年に4回程度、監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換会を実施することとしております。

(12) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性<u>及び</u>適正性を確保し、また金融商品取引法に定める内部統制評価制度への適切な対応を図るため、取締役会において財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針を定めております。また、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、当該システムが有効かつ適正に機能しているか継続的に評価を行い、不備に対する必要な是正措置を講じるものとしております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び社内体制の整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持いたしております。

なお、反社会的勢力排除に対応するための部署<u>及び</u>対応マニュアルは設置済みでありますが、引続き社 内体制の整備強化、及び警察等の外部機関や関連団体との連携等に今後も継続的に取り組んでまいりま す。

以上